

上市町 火災に遭ったときの各種手続き一覧

※被災状況によっては、対象にならない場合があります。申請する前に、担当課にお問い合わせください。

項目	区分	内容	手続き方法 (被災者本人が申請する時)	問い合わせ先
町税等の減免	・住宅 ・店舗	<p>【固定資産税】 火災で住宅等が損失した場合、固定資産税が減免されることがあります。</p> <p>【町県民税】 【国民健康保険税】 【後期高齢者医療保険料】 火災で、住宅、家財等が著しい損害を受け、所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった場合は町県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料が減免されることがあります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・減免申請書 ・火災証明書 ・免許証など写真付きの身分証明書 	<p>【固定資産税】 財務課課税2班 076(472)1111 (内線134)</p> <p>【国民健康保険税】 財務課課税1班 076(472)1111 (内線132)</p> <p>【後期高齢者医療保険料】 財務課課税1班 076(472)1111 (内線137)</p>
所得税・町県民税の軽減	・住宅 ・店舗	火災で住宅や家財に損失がある場合、雑損控除が適用となり、所得税や町県民税が軽減されることがあります。	<p>確定申告等を行う必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード又は通知カード ・源泉徴収票等収入関係の証明書 ・損害証明書等控除関係の証明書 <p>※申告される方の状況により、その他書類が必要となる場合があります。</p> <p>※所得税は国税になりますので、詳しくは税務署にお問い合わせください。</p>	<p>【所得税】 魚津税務署 0765(24)1370</p> <p>【町県民税】 財務課課税1班 076(472)1111 (内線130)</p>
保険証等の再交付		国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証を消失した場合、再交付します。	マイナンバーカードや免許証など写真付きの身分証明書(写真付きでない身分証明書の場合、2点以上必要です。)	町民課 医療保険班 076(472)1111 内線 142、143

項目	区分	内容	手続き方法 (被災者本人が申請する時)	問い合わせ先
印鑑の登録		印鑑登録証、実印のいずれか一方又はその両方を消失した場合、新たに印鑑を登録します。	・免許証など本人確認ができる書類 ・登録する印鑑	町民課 住基戸籍班 076(472)1111 内線 147
個人番号カード(マイナンバーカード)の再発行		個人番号カードを消失した場合、再発行します。 1枚800円(電子証明書発行はプラス200円)	・免許証など写真付きの身分証明書 (写真付きでない身分証明書の場合、2点以上必要です)。 ※再発行には、1か月程度かかります。	町民課 住基戸籍班 076(472)1111 内線 147
年金手帳の再交付		年金手帳の消失又は、き損した場合、再交付します。	・免許証など写真付きの身分証明書 (写真付きでない身分証明書の場合、2点以上必要です)。 ・基礎年金番号の分かる書類	魚津年金事務所 0765(24)5153
災害見舞金の支給	・住宅 ・店舗	火災で全焼又は半焼等した場合などに、災害見舞金を支給します。	・免許証など本人確認ができる書類 ・印鑑	福祉課 社会福祉班 076(472)1111 内線 7123
日本赤十字社事業 災害救助物資の交付		全焼等で住家を消失し、必要な場合、災害救援物資等を支給します。 毛布、タオル、カセットコンロ、鍋セットなど 弔慰金 死亡者	・物資等を必要な場合お問い合わせください。	福祉課 社会福祉班 076(472)1111 内線 7123
保育料の減免		火災により当該教育・保育給付認定保護者の世帯の住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたと認められる場合、保育料が減額又は免除されることがあります。	・保育料(減額・免除)承認申請書 ・印鑑 ・り災証明書	福祉課 児童班 076(472)1111 内線 7233
放課後児童クラブ使用料の減免		火災により住宅等が著しい損害を受けたと認められる場合、使用料が減額又は免除されることがあります。	・放課後児童クラブ使用料(減額・免除)承認申請書 ・印鑑 ・り災証明書	福祉課 児童班 076(472)1111 内線 7234

項 目	区分	内 容	手続き方法 (被災者本人が申請する時)	問い合わせ先
生活福祉資金の貸付		<p>生活福祉資金貸付制度として、災害を受けたことにより臨時的に必要な経費や緊急小口資金の貸付を行っています。</p> <p>貸付対象：低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・免許証など本人確認ができる書類 ・印鑑 ・世帯の収支の状況が明らかになる書類 ・住民票の写し ・通帳の写し ほか <p>※詳細はお問い合わせください。</p>	<p>上市町社会福祉協議会 076(473)9300</p>
水道の使用中止届・使用開始届	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅 ・店舗 	<p>被災された住居等で使用されている水道を今後使用しない場合「水道使用中止届出書」を提出ください。</p> <p>町営住宅等で生活を始める場合は「水道使用開始届出書」を提出ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水道使用中止届出書 (または、給水装置廃止届) ・水道使用開始届出書 	<p>建設課 上下水道班 076(472)4646</p>
下水道の使用中止届・使用開始届	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅 ・店舗 	<p>被災された住居等で使用されている下水道を今後使用しない場合「下水道使用休止(廃止)届」を提出してください。</p> <p>町営住宅等で生活を始める場合は「下水道使用開始届」を提出ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道使用休止(廃止)届 ・下水道使用開始届 	<p>建設課 上下水道班 076(472)4646 (地区によっては) 中新川広域行政事務組合 下水道課 076(464)1315 (書類は上市町でも受け付けています)</p>